

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和5年度

株式会社ケイ・フロント・サービス
企業主導型保育園Thank you

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- II-1 管理者の責任とリーダーシップ
- II-2 福祉人材の確保・育成
- II-3 運営の透明性の確保
- II-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- III-1 利用者本位の福祉サービス
- III-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	企業主導型保育園Thank you
種別:	企業主導型保育所
事業所代表者氏名:	清水 さつき
定員(利用人数):	定員:29名(利用人数:26名)
所在地:	〒253-0017 神奈川県茅ヶ崎市松林1-16-33
TEL/FAX:	TEL:0467-38-9036 / FAX:0467-38-9036
ホームページ:	https://peraichi.com/landing_pages/view/thankyoukfs/
開設年月日:	2018年3月7日
経営法人・設置主体:	株式会社ケイ・フロント・サービス

職員数	常勤/非常勤	常勤:7名	非常勤:10名
	専門職員(名称)	園長:1名 副主任:3名 保育士:6名 看護師:1名 子育て支援員:1名 調理員:4名 連携事務員:2名	

施設状況

保育室:4室	トイレ:4ヶ所	一時保育室:1室
調理室:1ヶ所	事務室:1室(兼医務室)	
園庭:なし		

③理念・基本方針

保育理念
 子どもの最善の利益を第一に豊かに生き抜く力と
 個々の持ち合わせている能力を發揮できる自主性を育成する

保育方針
 小規模園の特長を活かしたひとりひとりとじっくり向き合う保育
 「今を楽しみ、共に楽しむ」心あふれる保育
 地域や家庭との連携を密に安心、安全な環境での保育

目指す子どもの姿・保育目標
 社会性:「ありがとう」が素直に言え、挨拶が自然にできる子どもの姿
 主体性:自分で考え行動する力や挑戦できるたくましい心を持った子どもの姿
 生命力:食べることを楽しみよく眠り生命に感謝できる子どもの姿
 協調性:とことん遊び自然や仲間を大切にできる豊かな感性の子どもの姿
 未来への持続性:将来の夢を持ち、それに向かって創造できる子どもの姿

④施設・事業所の特徴的な取組

連絡帳アプリ「コドモン」導入

園はICTを積極的に活用しております。コドモンアプリの連絡帳は、欠席や遅刻、家庭での様子も簡単に送受信が可能です。園内の様子もまるでブログのように毎日写真付きで見られます。

給食の内容、食べ具合、睡眠時間、検温、すべてコドモンにひとまとめ。お迎えまでに情報を把握できる安心感もあります。

毎日の報告に加え、毎月の身体測定記録や園だより、園からのご案内もデータで届くので、職場やお出かけ先、いつでも閲覧でき、ペーパーレスでとってもスマートです。園内の写真はデータ保存、写真プリント購入の選択式。アルバム加工も可能です。園の様子を保護者様のみに動画配信もしております。(不定期配信)

毎日手ぶらで登園OK、お洗濯サービス

お子様のお着換えは園にストックしておき、園で毎日洗濯を行ないます。お昼寝用のコットカバーやタオルケットも週末にすべて園でお洗濯いたします。衣替え時期になりましたら、季節の服に交換をお願いいたしますので、保育士にお預けください。オムツも保育園でサイズに合ったものを提供いたしますので手荷物を気にしなくて大丈夫！おむつ処分も園で行います。

お子様の作った製作物、お楽しみの本を持ち帰るだけ。もう休み明けの月曜日に大量の荷物を自転車に乗せる苦勞もありません！

保育時間の延長料の追加請求もなし

園では延長は一定の時間での設定ではなく、就労証明書で確認をしました就労時間から園までの通勤を加味したお時間での迎えには延長の概念はございません。当日朝、保護者様から申し出のあったお迎え予定時刻を過ぎることが判明した場合は、必ずご連絡をいただいております。急な残業、交通渋滞になっても、慌てず焦らず、お電話をいただくか、コドモンからご連絡いただければ19時までには対応いたします。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日：令和5年8月25日

訪問調査日：令和6年1月24日

評価結果確定日：令和6年3月21日

受審回数(前回の時期)

- (前回： 年度)

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1)園独自のサービスを導入し、子ども、保護者を大切にした保育を実施しています

企業主導型の小規模園の為、子ども一人ひとりの状況を園全体で把握し丁寧な保育に取り組んでいます。さらに、職員を通常より多く配置することで、安心、安全への強化を図っています。保護者には、洗濯サービス、延長保育の追加請求なしなど、負担軽減につなげています。また、一時保育の実施で地域の子育て家庭への支援を行っています。子どもたちには、道徳の時間や就学に向けてのプログラムを用意し、子どもが様々な経験を通じて心身の成長を育めるようにサービスを展開しています。

2)食育計画にもとづき、食を楽しめるよう取り組んでいます

「年間食育計画」、「食育指導計画」を作成し、食に関する豊かな経験ができるように取り組んでいます。年齢や期ごとに年間目標や配慮事項を記載して指導計画の内容を決めています。0歳児は、食具に触れる・食事の挨拶を一緒に行う。1歳児は、食具を使い自分で食べる・手洗いや口ふきに取り組む。2歳児は、食事エプロンを付けず食具を使い何でも食べる。3歳児は、正しい姿勢で食器の使い方を意識する・食事の片づけを自ら行う。4歳児は、箸の導入、食材を育てたり、食事を作る大変さを知り感謝する。5歳児は、食事マナーの指導・就学を意識した食事の準備や片づけを行う、など具体的に計画し取り組んでいます。

3)環境設定を工夫し、動きのある遊びができるようにしています

できるだけ近隣の公園や神社などへ散歩に出かけています。天候など状況により室内で一日を過ごすことがあります。保育室でも体を動かして遊べるように環境を整えています。保育室にボルタリングの壁を設置したり、大きなモニターに動画を流し、保育士と体操やダンスなどを行っています。また、マットを使ってトンネルくぐりなどのサーキット遊びをするなど、遊びの中で体を動かす工夫を行い、室内でも十分に体を動かせるよう環境設定をして子どもの体力・健康増進につなげています。

4)計画的な人材育成を図るための研修計画の策定が期待されます

園では、各職員に研修の機会を設けて、内部、外部の研修を受講することができるようにしています。また園長との年度初めの面談の際に、職員にふさわしい研修受講を推奨しています。しかし、全体の研修計画や職員一人ひとりの研修計画が未策定です。職員のめざすべき姿や経験値ごとに目標や求められる知識や技術等の到達水準が明確に示された研修計画を策定し、計画にもとづく研修受講を進めることが期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

初めての第三者評価を受け、自分達の保育園を客観的に見る良い機会となりました。日々の保育の中で反省や改善点などを話し合う事はあっても、なかなか良い所や強みを伝えあう事は少ないと感じました。今後は職務を問わず話し合える場を設け、さらに保育の質が向上出来るようにしていきます。

またお忙しい中保護者の皆様にも利用調査のアンケートにご協力いただき、ありがとうございました。保護者の皆様からのご意見も踏まえ、次年度以降の行事等の改善に努めて参ります。

今回の評価で気づかせてもらった良い所・強みを引き続き伸ばしていきながら、改善すべき点・課題に対しては全職員で迅速に対応して参ります。来年度評価を受ける際に今回の改善点が良い所になるよう、またより子ども達や保護者の皆様に寄り添った保育園になるよう、職員一同尽力して参ります。

今後も気づいたことやご意見等あれば、いつでも職員までお声がけください。

⑧第三者評価結果

公表については、実施評価機関のホームページ上で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- * 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- * 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

- I 福祉サービスの基本方針と組織
- I-1 理念・基本方針
- I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

法人は保育所保育指針を前提に、「子どもの最善の利益を第一に豊かに生き抜く力を、個々の持ち合わせている能力を發揮できる自主性を育成する」を理念にしています。そして、園のしおりやホームページを通じて園独自のコンセプトを発信しています。また、園内に理念、方針、目標を掲示しています。職員は、新入職員として採用された際に研修を受けるほか、園内研修で理解を深めています。理念、方針は園の事業計画や指導計画を策定する際に確認するとともに、日々の保育でもその実践に努めています。保護者には入園時に配布する重要事項説明等で理念、保育方針、保育目標を説明しています。園は、今後、より職員が園の目指す保育を理解、共有することが大切だと考え、行動規範を作成中です。取組が期待されます。

- I-2 経営状況の把握
- I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

社会福祉事業の動向、園周辺地域のニーズなど、施設としてのマーケティングについては、法人代表を中心に把握に努めています。園長は、法人の保育園部門、児童発達支援部門の担当として、市や近隣の療育、児童発達支援連絡会、障害児通所支援連絡会などから情報を収集し、園の運営、保育の指導に生かしています。また、園見学者、保護者との会話などからも地域の情報を把握するように努めています。園長は毎月の諸経費の管理を行い、代表は直接現場に出向いて外部からの視点で、アドバイスをしています。また、職員自身が可能な節約に意識を持てるように働きかけています。

第三者評価結果

3	I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
---	------------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

新規事業への取組、組織体制、設備の整備、職員体制、人材育成、園の特徴の強化、財務状況の分析、などの園の運営状況は法人代表を中心にを行い、園では、正規職員、上席職員で園としての課題を話し合い、職員間で内容を周知しています。年度初め、中間、終わりに、今年度の取組状況などの振り返りをして、必要に応じて軌道修正し、最善の方法になるよう取組を進めています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
---	---------------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してはいるが、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。

- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

法人は、新規事業立ち上げの際に、中・長期的な事業計画と収支計画を作成し、金融機関と共有しています。園の理念方針を実現するための5～10年を見通した中期計画は、中間管理職の育成、ホールディングス化などを柱として、今期は新たな施設の立ち上げが実施されています。そして、長期的な計画に連動した社会状況により、見直しを図っています。しかし、この計画を基に保育園として何を強化していくか、具体的な計画が立てられていない状況です。園としての中期計画は現在検討中であり、今後の取組が期待されます。

第三者評価結果

5

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

C

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
 - ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
 - イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
 - ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
 - エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

法人の理念、方針を基として計画を実現するためにどのように実践していくのか、保育内容、安全管理、保護者支援、地域への貢献などを全体的な計画に記載し、具体的に園運営に取り入れています。しかし、法人の中期計画と連動した保育園の中期計画、単年度計画は現在検討中です。計画は重要課題と、それに対する具体的な取組、また、前年度から継続している課題と反省を含め、計画の推移を見ながら必要に応じて見直し、評価につなげることが期待されます。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

C

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
 - ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
 - イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
 - ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
 - エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
 - オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

保育園としての単年度計画については、現在検討中です。計画策定の際には、職員の参画や、意見を取り入れて策定されることが期待されます。

第三者評価結果

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
 - ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 - イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
 - ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 - エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

単年度の事業計画の一つとして考えられる、保育内容、行事についての取組は、園のしおりに記載し、保護者に周知しています。さらに子どもたちの活動については、園のおたより配信、保護者共有のクラウド資料室への掲示、また懇談会で保護者に説明して周知共有に努めています。年度の終わりに次年度の園のしおりを配布し、1年の振り返りや、次年度の変更点などについて説明し、質疑応答の場を設けています。今後は保育園としての事業計画を策定し、保護者へ周知されることが期待されます。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8

I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

b

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
 - ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - イ 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。
 - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

日々のミーティングや、リーダーミーティング、ヒヤリハット共有ミーティングなど各種ミーティングや会議を通して、子どもの情報の共有や対応策などについて確認しています。日々の保育の実践については、各指導計画に沿って評価、反省を行い、保育の質の向上につなげています。次期の計画類は、作成したものを園長が確認し、保育業務アプリを通じて全職員で共有して保育にあたっています。職員は、自己評価による振り返りで、次の計画に反映できるようにしています。個々に評価を実施する場面はありますが、組織的な仕組みとしてPDCAサイクルでの継続的な保育の質の向上が図れる仕組みとしては十分ではない状況です。PDCAサイクルに沿った取組の強化が期待されます。第三者評価は今回が初めての受審です。外部機関の評価を定期的に実施することで継続的に質の向上を図ることが期待されます。

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- イ 職員間で課題の共有化が図られている。
- ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

園は、職員自己評価、保護者アンケート等の結果から課題を明確にしています。明確になった課題は職員会議で共有を図るほか、園長面談などで職員と話しをしています。また、行事をはじめ園運営の進捗状況に応じては、職員と改善策を検討し、見直しを行っています。課題などについては議事録に記載し、改善につなげています。園では、コロナ禍で取組が薄くなってしまった保護者、小学校など外部機関との連携を強化したいと考えています。計画的な改善が期待されます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長の職務内容は、「保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、当園運営の管理全般及び、職員の業務の管理を主体的に行う」と、法人の運営規程に明記されています。この内容は職員へ配信され、他職員も自身の職務とともに理解しています。園長は社内チャットを利用して、こまめな連絡をとりながら職員が業務に関して間違った判断をしないように管理しています。運営規程には主任、及び副主任が園長の補佐(代行)をすとあり、「日別災害時役割分担表」を作成し、有事の際の指揮権等の分担を明確にしています。

第三者評価結果

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
 - ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
 - イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
 - ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
 - エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は遵守すべき法令を理解し、就労規則に記載される賞罰などに基づいて利害関係者との適切な関係を保持しています。法人との連携をこまめに行い、園運営に関する情報や法令等の変更点などが共有されています。法人の定める各種規定は職員に配信し、必要に応じて誰もが確認できる環境を整えています。法令等については法人の定める入職時研修を実施し、理解に悩む職員には別途面談や研修を用意して、正しい理解を得られるように努めています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
 - ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
 - イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
 - ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
 - エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
 - オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

リーダーミーティングや、各役割のミーティングを実施し、職員が保育の現状と課題を確認できるようにしています。園長も会議、ミーティングにはできるだけ参加し、保育の現状を把握しています。必要に応じて職員が課題の改善に取り組めるよう助言したり、その実践に加わっています。さらに課題解決には会議だけでなく、職員の研修受講の機会も作り、保育の質の向上に努めています。園長が不在であっても、チャットを利用して、職員の疑問、質問、要望などに、すぐ対応をしています。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
 - ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
 - イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
 - ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 - エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は法人と連携し、人事、労務、財務等の状況を把握してより円滑な園運営に努めています。園の出納管理を行い、法人に報告しています。不在時であってもチャットを使い、日々現場の状況を把握し、適宜必要な声かけ、面談を行うなどして現場の声を法人に伝えていきます。また、職員一人ひとりの働く環境についても配慮し、就労時間や有給について職員の要望に添うように配慮し、生活と仕事のバランスについて現状を把握しています。園長は、必要時にはすぐに面談を行い、園としての保育の質の向上に向けて、より良い保育が可能な保育環境と職員配置をめざしています。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
 - ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
 - イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
 - ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
 - エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

職員募集については、ホームページ上で採用情報を掲載し、さらに保育求人サイト、ハローワークなどを利用していきます。募集サイトでは、園の特徴や仕事内容、賃金、待遇、勤務時間などを掲載し、広く人材を募っています。法人は、福祉人材や人員体制に関する長期的な基本方針を策定し、園に必要な人員を採用・配置に努めています。人材の育成面では新人研修をはじめ階層別研修を実施し、法人として福祉人材の育成をサポートする体制はできていますが、マニュアルの充実化など実際に現場での育成に課題があります。園長は、職員のスキルに合わせた研修を進めており、今後新人の育成に関するマニュアルの策定を検討しています。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

a

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

<コメント>

期待する職員像として人材募集サイトに掲載しているように、「協調性のある人」を明示し、人事基準については、昇級・昇進についての判断基準を参考に、その等級に見合った人材が記載されています。判断力や協調性などの一般的判断、仕事に対する成果やコミュニケーション能力などの実務的判断の基準を設定し、人事考課及び処遇を行っています。人事考課においては、園長との面談や日常の対話、個別面談を通じて、各職員の保育業務における遂行状況や意向を把握するとともに、人事基準に基づいて、取組内容や成果及び貢献度を総合的に評価しています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

職員の就業状況は、人事労務ソフトを使って管理し、就業状況は法人と園で共有しています。職員は月単位で労働時間を調整する変形労働時間制で勤務し、職員自身の希望を考慮しながらシフトに反映できるように努めています。さらに、園長は職員の個別面談などを通じて、担当業務の遂行状況や次年度就業意向アンケートを通じて意向を把握しています。職員とはチャットを利用して、個々に相談に応じるなど、仕事と生活の調和が取れるように心身への配慮をしています。法人では福祉事業を多数展開しているため、ライフステージに合わせた働き方に対応できるよう就業環境を確保しています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
----	------------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

人事評価に、その等級に見合った人材が記載され、人材募集サイトには協調性のある人を期待する職員像として挙げています。職員の個人別育成においては、役職職員の育成に向けた、目標や研修受講の機会を設けていますが、パート職員までは徹底できていません。園長面談時には、当年度の自分の目標に対しての振り返りや評価について確認し、内容を記録しています。園では、一人ひとりの目標を提出し、園と職員で共有し、次年度の個々の育成に繋げるようにしています。さらに、職員一人ひとりが目標を設定し、管理しやすい項目に整え、各職員の目標達成に向けたプロセスでの、職員の自助努力や園としての支援方法を明確にすることが期待されます。

第三者評価結果

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c
----	--	----------

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

園長は年度初めに、今年度の方向性を伝え、面談時に個人や園からの要望を含め、その職員にふさわしい研修を受講するように促しています。しかし、職員の目指すべき姿や経験層ごとの目標、求められる知識、技術等の到達水準が明確に示された研修計画の策定がされていません。今後は、園全体の研修計画と同時に職員一人ひとりの研修計画を作成することが期待されます。

第三者評価結果

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
 - b)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
 - c)職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 - イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
 - ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 - エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 - オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

園長は、保育の経験年、知識、技術、専門資格など各職員の取得した研修について把握しています。上席職員に限らず保育士、調理、支援員に向けて研修の機会を設け、内部、外部の研修を受講することができるようにしています。市の研修については、職員が自分で受講希望する研修をボードに記入しています。研修受講後は、報告書を提出して受講内容を全員で共有しています。新任職員には、先輩保育士と組んで保育にあたることで保育士の業務内容や保護者対応等を学べるよう配慮しています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
----	---	----------

【判断基準】

- a)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- エ 指導者に対する研修を実施している。
- オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

実習生等の研修・育成について体制が未整備です。実習生の受入れは、子どもたちが園の大人以外とふれあえる機会や次世代育成として人材確保に繋がる場としても有効な機会です。体制の整備の検討が期待されます。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 - b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 - c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

園のホームページ、外部の保育園情報ページにも園情報を掲載していますが、苦情受付の内容、件数などは公表していません。園見学、園開放を行い、利用希望者にパンフレット等で園の保育への取組、理念方針等を伝えています。園の基本的な情報は茅ヶ崎市の認可外保育園紹介に掲載しています。第三者評価は今回初めての受審です。今後、ホームページ等で情報公開が行われることが期待されます。

第三者評価結果

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>
 保育園の運営規程、賃金規程、就業規則が整備されており、職員に周知しています。保育園の事業、財務について法人が随時状況を確認しているほか、外部の社会保険労務士、税理士、弁護士からの助言を受け、適宜、改善が図られています。法人代表は、現場に出向き、予算の計上、経費などの状況を確認し、園と共有して予算の超過がないように努めています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 - b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>
 全体的な計画で地域等への支援として、一時保育室の設置があります。地域行事への参加として芋ほりや老人ホーム等の交流が示されています。高齢者ホームとは、手遊びなどレクリエーションに参加したり、プレゼントを渡すなどの交流を持っています。また、コロナ禍の影響で再開されていない部分もありますが、園では自治会と連携を密にし、自治会管理の畑で芋ほりをしたり、近隣の方から折り紙や雑巾を寄付してもらい、子どもたちがお礼の手紙を書いて渡す等、良好な関係を築いています。

第三者評価結果

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
----	--	---

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>
 現在ボランティア等の受入れはしていません。地域のボランティア受入れや小・中学生の職場体験、夏休みのインターンシップなどを受入れることは地域との連携にも繋がります。受入れの検討が期待されます。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
 - b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
 - c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
 - イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
 - ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
 - エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
 - オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
 - カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>
 警察、消防、行政関係、近隣病院の連絡先や市の児童相談室、学校等への連絡先が掲示されています。園には療育部門があり、子どもの児童発達支援連絡会、障害児通所支援連絡会などから情報を収集し、保護者のニーズに沿った機関への紹介に繋げるなど、子育てに悩む保護者の気持ちに寄り添い、園でできる事をケースに合わせて行っています。育児困難、虐待などについての事案は、子ども、家庭の状況、関係機関と連携して職員間で情報共有しています。気になる案件はそのままにせず、必要な関係機関に繋がっています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
 - b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
 - イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
 - ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

地域の自治会とは連携がよく取れており、自治会長からも、地域の子育て世代の状況などの情報を得ています。夏祭りなど園行事に地域の人を招いたり、地域のどんど焼きに参加するなど身近な地域のニーズを得るようにしています。また一時保育の利用保護者からの意見、要望、育児相談など、現状を通じて把握した福祉のニーズや、茅ヶ崎市の子育て支援情報を園運営に取り入れています。茅ヶ崎市のコミュニティーセンター、市役所に園の情報を置いています。

第三者評価結果

27

	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
--	---	---

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
 - b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
 - c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 - イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
 - ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
 - エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
 - オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

園行事に、地域の人を招待するなど良好な関係があり、地域行事への参加、園行事への招待など地域の活性化に貢献しています。今後は災害時の地域協力ができる取組や、把握したニーズをもとに具体的な事業や活動を進めていくことが期待されます。

第三者評価結果

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28

	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
--	--	---

【判断基準】

- a)子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b)子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c)子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
 - ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

保育理念に「子どもの最善の利益を第一に豊かに生き抜く力と、個々の持ち合わせている能力を発揮できる自主性を育成する」と記載し、入職時に説明しています。また全体的な計画にも人権尊重についての項目があります。子どもの人権を尊重した保育を理解するための研修等にも参加して、保育に生かせるように努めています。幼児クラスは、道徳の時間を設け、性差、国籍、障害などで差別をせずに、相手に思いやりを持つ気持ちを育むように取り組んでいます。職員も固定観念を持たずに、子どもが自分で考え選択する気持ちを尊重して保育に生かしています。保護者には、子どもたちのチクチク言葉と、ふわふわ言葉などの取組を配信して園での取組に理解を得られるようにしています。園では、現在子どもたちの手本となる職員の行動規範や、子どもに対する人権理解の強化を検討中です。さらなる取組が期待されます。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a)子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b)子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c)子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
 - ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

子どものプライバシー保護に関しては、日常の保育において、子どものプライバシーや羞恥心に配慮した保育環境の設定を工夫しています。職員には、業務の手引書などを基に、職員会議において周知しています。また、園内研修や外部研修を通じて、プライバシーに配慮した保育や環境設定について確認しています。健康診断は下着で行い、幼児用のトイレについては、扉を付け、外から見えないようにして子どもの羞恥心に配慮しています。子どもの写真の取り扱いに関しては、入園説明会において、写真の撮影や販売を禁止するなど、園の管理方法について説明しています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ウ 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。
- エ 見学等の希望に対応している。
- オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

ホームページには園のコンセプトや特徴を、園のしおりではイラスト、写真を用いて園の基本情報を伝えています。園の見学希望者は、ホームページの問い合わせから申し込みを受け、状況によっては、電話での対応もしています。見学の案内は、園長が主に担当し、園のしおりを参考に園の保育方針の趣旨や保育内容の特徴を説明するとともに、日常の保育活動の様子を見てもらおうようにしています。しおりは、地域のスーパー、児童館、病院などに置き、地域へ向けて情報を提供しています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。

- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園までの流れとして、園見学を実施し、入園希望の場合は申し込み書を提出してもらい、仮予約をしています。入園が内定した時には、契約時に必要な書類を渡し、記載したものを園に提出してもらいます。その後の面談では、保育士、リーダー、園長(園長代理)が記載した内容を確認しながら、重要事項説明書の内容を説明しています。さらに、保護者の要望や、意向についても把握し、児童票等に記録して入園への不安、心配事の軽減に努めています。園のルールなどは対応する保護者に伝わりやすいように個別に実施し、理解してもらえるように努めています。

第三者評価結果

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
 - b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 - イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 - ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

保育園、幼稚園に転園する子どもがいるので、毎年保護者継続ニーズを調査し、保護者の意向に沿うように配慮しています。退園が決まった時には重要事項説明書にもあるように、保育委託契約(保育利用契約)途中解約申出書を提出してもらっています。園を離れても、園行事など地域交流参加ができる事などを伝え、保護者、子どもの支援の継続に努めています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
 - b) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
 - c) 利用者満足把握するための仕組みが整備されていない。
- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足把握するように努めている。
 - イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
 - ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握を目的で定期的に行われている。
 - エ 職員等が、利用者満足把握を目的で、保護者会等に出席している。

- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

職員は、日々の関わりの中で、子どもの言葉や表情、反応などから満足度を把握しています。保護者アンケートを実施し、保護者の感想や意見を聞いています。また、毎日の連絡帳、日々の会話で日常的に意見を聞くほか、懇談会、個人面談を実施し、保護者の声を聞いています。意見や要望は職員会議等で検討し、改善に向けて取り組んでいます。以前園は開園を8時としていましたが、新型コロナウイルス5類への移行もあり、アンケートから得た7時利用の意向に沿って早朝保育を取り入れています。手ぶら登園、お洗濯サービスを導入し、リフレッシュや待機中の保育のニーズに答えて一時保育の一般型をスタートしています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
 - b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
 - c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

法人の苦情処理規程が定められ、苦情解決責任者を法人代表取締役、苦情受付担当者に園長、副主任 第三者委員1名を設置し、紛争解決の際、法人が相談する弁護士事務所を明記しています。把握した苦情は苦情解決規程に則って管理し、解決までの経過は「苦情記録簿」に記録しています。苦情内容などについては、毎日の打ち合わせを通して速やかに職員間で共有し、解決策についても話し合っています。苦情結果の公表は、個人情報に関するもの以外は、園内に資料掲示をしてサービスの向上に繋げています。苦情解決の仕組みは、重要事項説明書で入園時や園見学时に説明するほか、園内などにも掲示していますが、重要事項説明書には苦情受付を事務局とし、受付メールアドレスのみの記載となっています。苦情処理規程と重要事項説明書に記載された内容の統合が望まれます。

第三者評価結果

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
 - ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

重要事項説明書にクレームの受付についての窓口の記載があり、保護者に周知しています。保護者とは個人面談を実施して、意向、要望などの聞き取りをしています。日々の保育については口頭での相談のほか、メール、電話、チャットなどアプリの連絡ツールを使った相談も受けています。苦情受付の体制はありますが、今後はその仕組みをわかりやすく伝えるために、相談の相手、方法等をまとめて掲示されることが期待されます。

第三者評価結果

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。
 - ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 - イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 - ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 - エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 - オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
 - カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

園への問い合わせ、相談および要望等の対応方法は、苦情処理規程に定めています。事務内容、保育内容などその他担当職員をわけ、迅速に対応ができるように努めています。園に意見箱はありませんが、メールシステムを活用しています。園は保護者が相談や意見を伝えやすいよう、日常的に話しやすい関係性を作り、コミュニケーションを取りやすい雰囲気づくりを大切にしています。保護者からの意見は、打ち合わせで共有し、議事録で記録し必要に応じて、「苦情記録簿」に記録して、解決まで相談者とのコミュニケーションが途切れないよう配慮しています。アンケートなどで寄せられた意見は集約して職員間で共有し、改善と質の向上に生かすよう努めています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
 - ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 - イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 - ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 - エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 - オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 - カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>
 危機管理マニュアルには園長を責任者として園運営全般のリスクマネジメントを行うことを明示し、危機発生時の指揮権順位や非常時の役割分担を明文化しています。法人作成の安全計画を作成し、事故防止チェックを活用した定期的な点検で、園内の安全確保に努めています。ヒヤリハットはヒヤリハット担当職員が毎月集計して事例結果を園内連絡で配信して周知し、反省点や予防策を職員で話し合っています。職員は、AED、救急救命の研修を受講し、緊急時に備えています。園では事例の収集、分析、対応策検討を行っていますが、ミーティングの機会が少ないため、全職員の共通認識度強化への検討が必要と考えています。さらなる取組が期待されます。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
---	---

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
 - ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
 - イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
 - ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
 - エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
 - オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
 - カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
 - キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

園内の感染症対策について、園長と担当職員の責任と役割を明確にしています。感染症予防、保健衛生などについては、こども家庭庁と園独自の対策を加えた、感染症マニュアルを作成し、入職時の研修などで職員の理解を深めています。玩具の消毒は日常的に実施しています。市や法人から提供される感染症予防のための情報なども確認し、最新の対応ができるように情報を基に必要に応じてマニュアルの見直しを行っています。園内で感染症が発症した場合は、感染症発生ボードに記載し、保護者にも配信して注意喚起を促しています。園では、感染症発生時に職員が迅速な対応ができるよう組織構築を検討中です。今後の取組が期待されます。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

b

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
 - ア 災害時の対応体制が決められている。
 - イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
 - ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
 - エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
 - オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

毎月、様々な状況を想定した避難訓練を実施しています。重要事項説明書に避難場所、避難訓練、緊急時における臨時休園などの対応方針の項目を設け、災害時の園での対応法を細かく保護者に伝えています。大規模災害時における事業継続計画対応マニュアル(BCP)を作成し、事業継続に向けた役割分担、予想がつく災害時には職員が近隣のホテルに宿泊をするなど、職員体制が定められています。災害時には、メール、チャットを利用して安否確認をする方法が周知されています。食材、備蓄も用意していますが、管理担当者の明確化が期待されます。また地域に根差す福祉施設として地域との連携も検討中です。地域との訓練の実施など取組が期待されます。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

b

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
 - ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
 - イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。

- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

標準的な実施方法は、各マニュアルに手引書や手順書として文書化しています。マニュアルは、ICTシステムで確認できます。運営規程や全体的な計画には、人権尊重と情報保護についての記載があります。職員の違いなどによる保育の水準や内容の差異を極力なくし、一定の水準を確保してそれぞれの子どもの個別性に着目した対応に取り組んでいます。今後、良い事例の共有や事例検討の機会を増やすことが期待されます。年間指導計画や月案、週案の反省・評価から標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかの確認をすることができます。今後は、マニュアルをもとにした職員の勉強会の実施が期待されます。

第三者評価結果

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

b

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
 - ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
 - ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 - エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

マニュアル類は、年度末に園長・園長代理で検証・見直しを検討しています。検証・見直しにあたり、期ごとの年間指導計画や月ごとの月案・週ごとの週案の評価・反省が反映されています。リーダーミーティングの内容や個別面談、行事アンケートなどに職員や保護者の意見が反映されています。今後は、マニュアルの見直しについても職員の意見が反映されることが期待されます。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

b

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
 - ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 - イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 - ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。

- エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

指導計画の責任者は、園長代理となっています。全体的な計画にもとづき指導計画が作成されています。個人案には、保護者が提出した子どもの状況や家庭の様子を記載した児童票が記録されています。計画の作成にあたっては、保育士、調理員の意見を反映させています。年間指導計画や月間指導計画、月案、週案は、振り返りと反省を実施しています。支援困難ケースには、発達支援施設と連携がとれており、保育所訪問も実施されています。ほかに、県の巡回相談に質問したり、栄養士や心理士などの意見をもらったりしています。

第三者評価結果

43 III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
 - b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 - c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

年間指導計画は、園長代理が年度末にリーダー会議などの意見や保護者の意見をもとに見直しして作成し、月間指導計画は年度末にリーダーで見直しして作成しています。月間指導計画の評価・見直しにあたっては、クラス職員の意見や行事アンケート、個人面談、反省・評価をもとに見直ししています。変更した指導計画は、ICTシステムで見ることができます。指導計画を緊急に変更する場合は、リーダー会議で話し合い、園長代理・園長が確認して変更しています。今後は、クラス単位でなく全職員の情報を共有して指導計画を作成することが期待されます。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44 III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

保護者が提出した児童票により子どもの発達状況や生活状況などを把握し記録しています。個別の指導計画にもとづく保育の実施は、個人案の評価・反省により確認できます。記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないようICTシステムの連絡帳などにフォーマットがあります。保育所における必要な情報がICTシステムの園内連絡で届く仕組みが整備されています。情報共有を目的とした月1回のリーダーミーティングや年1回の職員会議を実施しています。今後は、記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないよう、書き方の指導や見本を作るなどの工夫が期待されます。

第三者評価結果

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
 - b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
 - c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 - イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

運営規程で、記録の整備、保存について明確にされています。記録管理の責任者は、園長で、個人情報記載の書類は鍵付きの書庫に保管し、開錠は限られた職員のみができることになっています。職員には、入職時オリエンテーションにおいて個人情報の保護について説明し、秘密保持に関する書類の提出を行っています。また、退職時にも誓約書を書いています。保護者には、入園時に個人情報の取扱いに関する同意書を確認し、同意書に署名・捺印をもらっています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、児童福祉法や子ども・子育て支援法、その他関係法令などを遵守し、保育所の理念や保育方針、保育目標に基づいて作成しています。また、子どもの発達過程、地域の実態などを考慮しています。全体的な計画の作成は、年度末に職員の意見を聞き取り、リーダー会議で話し合い、副主任が作成し、作成後、園長が確認しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

室内の温度・湿度は、季節により標準温度・湿度を定め、部屋ごとに状況を見て調節しています。二重窓を設置し、断熱効果や防音効果もあります。換気はこまめに行い、午睡時は、採光チェック表を使い睡眠に適した環境にしています。保育室内の用具や環境は、子育て支援員が安全・衛生管理点検表を使い、衛生管理に努めています。また、午睡用の簡易ベッドは、毎日消毒を実施しています。おもちゃ殺菌庫を導入し玩具を口にしやすい子どもたちの衛生面に配慮しています。保育活動に合わせて机や椅子の配置換えや移動式サークルを使い、子どもが安全に遊べるよう工夫をしています。一人ひとりの子どもがくつろいだり落ち着ける場所は、イベント用ワンタッチテントや事務所を使っています。また、障害のある子どもがどうしても落ち着かないときは、法人が運営する発達支援施設の送迎を利用して落ち着く環境を作っています。給食中に午睡用の簡易ベッドを移動させておき、子どもがトイレに行く間に午睡環境を素早く整えるようにし、限られたスペースの中で空間の確保をしています。手洗い場やトイレは、掃除を徹底し、清潔にしています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

入園前の子どもの状況や家庭環境は、保護者が記載した児童票から把握し、一人ひとりの子どもの個人差を尊重した保育を実施するように努めています。職員は、慣らし保育時の情報を共有し、一人ひとりの状況を理解しています。子どもの甘えや依存の気持ちを受け止め、代弁したり応答的に対応して信頼関係を築いています。自由時間には、子どものやりたいことを確認し、出来るだけ希望にそって活動できるように援助しています。子どもに分かりやすい言葉を使い、おだやかに話すようにしていますが、難しいときは他の保育士に対応を依頼するなど工夫しています。横浜市作成の「よりよい保育のためのチェックリスト」のファイルを保育室に常備して保育に活用しています。

第三者評価結果

A4	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

保護者に体温・排泄・食事など家庭での生活や健康状態についてICTシステムの連絡帳に記入してもらい、家庭での様子を把握し、連携を図っています。子どもが自分でやろうとする気持ちを大切に、できたときは褒め、自分でできた達成感を味わえるような援助を行っています。0歳児～2歳児と3歳児～5歳児のデイリープログラムを作成して保育を実施し、その際、子どもの状況に応じて柔軟に対応しています。3歳児以上は、有料の学ぶプログラムを実施し、道徳社会科(挨拶の仕方や食事の作法、公共機関の乗り方など)を学んでいます。「年間保健計画」を作成し、手洗い指導、うがい指導、咳エチケットなどを行っています。

第三者評価結果

A5	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。

- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

保育室にボルタリングの壁を設置しています。動画を流して保育士と一緒にダンスや体操などをしたり、マットを使ったサーキット遊びなど、室内でも体を動かすことができるようにしています。近隣の公園や神社への散歩など、できるだけ戸外へ出る機会を作り、身近な自然と触れ合うようにして交通ルールなどを学んでいます。また、3歳児以上は、有料の学ぶプログラムを実施し、社会的なルールや態度を学んでいます。ゲームや遊びを通して、子どもたちが友だちと協力したり、身近な自然に触れることができる保育を取り入れています。近隣の人の協力で農園でのサツマイモ掘りを実施し、近隣の神社のどんど焼きに参加しています。道具箱や粘土、絵本を用意して自由に遊ぶことが出来るようにしています。また、廃材を用意し、子どもの要望に応じて使うことができます。室内の状況から玩具を自由に出し入れすることはできませんが、好きな遊びを選べるような声かけを行っています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
 - ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
 - イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
 - ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
 - エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
 - オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
 - カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

0～2歳児が合同で過ごしているため、室内を移動式サークルで区切るなど安全に考慮し、安心して遊べる環境を作っています。月齢によりベッドを用意して朝寝をしたり、マットを敷いてゴロゴロするなどゆったりと過ごせるようにしています。また、ミルクが必要な子どもには、お腹がすいたタイミングでミルクをあげられるようにしています。担任制ではありませんが、ある程度固定して職員配置を行うことで安定した信頼関係を築き、成長を促すような遊びを取り入れたり、甘えを受け止めるようにしています。入園当初は0歳児の子どものリズムを大切に、成長と共に1、2歳児と一緒に遊ぶことで得られるものがあるようにしています。発達に合わせて0～2歳児で遊ぶコーナーを分けたり、教材や制作方法を変えています。リーダーや副リーダーは送迎時の話やICTシステムの連絡帳を使い、文章と写真で日中の園での子どもの様子が保護者に伝わるようにしています。また、離乳食については、保護者と情報を共有して進めています。

A7	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開される よう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
----	--	----------

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
- カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

保育士は、食事や排泄、衣類の着脱、散歩の準備など、まずは子どもが自分でやってみようと思うような声かけを行っています。また、子どもが自分で出来た時は、大いに褒めて自信が持てるようにし、出来なかった時は、部分的に援助をしたり、出来る方法を一緒に考えるようにしています。出来るだけ公園や神社、周辺の散歩に行き、探索活動を行っています。子どもの様子を見ながら、コーナーを分けて遊ぶなど工夫をしています。保育士は、子どもが自我が強く出ている時は、怒るのではなく気持ちをしっかり受け止めるようにしています。子ども同士のトラブルには、双方の気持ちに配慮し、仲立ちをしながら、友だちとの関わり方をその都度伝えています。朝夕の合同保育などに様々な年齢の子どもや子育て支援員、調理員との関りがあります。リーダーや副リーダーは送迎時の話やICTシステムの連絡帳を使い、文章と写真で日中の園での子どもの様子が保護者に伝わるようにしています。

A8	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開される よう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3～5歳児の縦割り保育を実施しています。日々の活動の中で異年齢児との関わりがあり、ルールのある遊びやごっこ遊びなど集団遊びに取り組むことが出来ています。ヒーローごっこでは、男の子はブロックで武器を作ったり、女の子は、キャラクターのお城を作ったり年齢を問わず遊んでいる様子が見られます。3歳児は、保育者に援助されながら同じ年齢同士で関わりながら活動に参加し、4歳児は、友だちとルールを決め遊びを発展させ、イメージを共有しながら楽しむ姿があり、保育者は一緒に遊びながら見守っています。5歳児は、様々な活動に積極的に取り組み、異年齢児のお世話をする姿も見られます、他児とのやり取りで自分の思いを通そうとすることも多いため、保育士は我慢することやお互いが気持ちよく過ごせるような方法を考えていけるように促しています。3～5歳児は、有料で学ぶプログラムを通して様々な分野(ダンス・道徳・ものづくり・国語・算数・英語)を学ぶ機会を作っています。保護者には、運動会前など子どもが練習している様子や保護者が参加しない園内行事の様子を見られるように動画や写真をICTシステムの連絡帳で送っています。また、ハロウインの時は、1室を開放して地域の親子に参加してもらっています。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
 - ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 - ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 - ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

園では、外階段を設置しており、エレベータ設備はありません。入り口もスペース面が限定されており、身体的な障害がある子どもの受入れは環境面で難しい状況があります。障害のある子どもが落ち着ける場所としては、状況に応じてイベント用のワンタッチテントや事務所などを使いスペースを確保しています。個別の指導計画はクラスの指導計画と関連づけています。同一法人が運営する発達支援施設作成の個別支援ファイルを活用し連携して支援を行っています。また、園訪問で来園した際に施設での様子や園での様子を伝えあっています。子どもたちは、障害を理解し一緒に育っています。保護者とは年2回の個人面談を実施し、送迎時にも話をしています。神奈川県巡回指導に事前に質問を提出し、それを踏まえて栄養士や心理士などのアドバイスをもらっています。職員は、キャリアアップ研修に参加し、障害児保育について知識を得ています。保護者には、身近に提携している通所施設があるため紹介しやすい環境になっています。

A10	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
-----	--	----------

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
 - ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
 - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

0～2歳児、3～5歳児のデイリープログラムを作成し、子どもの状況を見ながら柔軟に対応しています。子どもたちは、少ない人数の中で家庭的でゆったり過ごしています。また、状況に応じて移動式サークルなどを活用して部屋を分けています。朝、夕は合同保育を実施し異年齢交流を行っています。一人っ子の子どもが多く様々な年齢の子どもと関わることを楽しむ姿が見られます。午前中はお茶、18時以降の利用児童には、クッキーとお茶などを提供しています。また、夏場は熱中症予防として経口補水液を薄めたものを提供しています。保育士間の引き継ぎは、口頭と引き継ぎノートで行っており、午後からの出勤者は、連絡帳を読み、午前中の子どもの様子を聞いて情報収集してから保育にあたっています。リーダーと副リーダーは、連絡帳や送迎時の話、個人面談などから連携をとっています。

A11	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
 - ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ウ 保護者が、小学校以降の子ども生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

年間指導計画に小学校との連携について記載され、計画にもとづいた保育を行っています。有料の学ぶプログラムで、社会性やダンス、国語・算数・英語などを学んでいます。5歳児は、年明けより基本午睡を無くし、就学後の生活リズムに慣らすようにしています。新型コロナ感染症もあり、就学前に各小学校に行く機会は設けられていません。保護者との個人面談は必須にし、就学前健診の様子や情報を共有しています。就学前に、小学校の教員に電話で子どもの様子を伝えています。緊急時の避難場所が小学校になっているため、避難訓練時には小学校に避難しています。リーダーや副リーダーは、副主任に相談しながら保育所児童保育要録を作成し、園長が確認しています。今後は、園から学校に働きかけて学校見学や行事参加などの実施や保護者懇談会などで就学に向けての説明会の実施などが期待されます。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
 - ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

入園時に提出してもらう児童票で一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握しています。既往症や予防接種の状況は、連絡帳や送迎時の話から把握し、健診があれば母子手帳のコピーを提出してもらっています。毎年、保護者は児童票を記入して提出しています。園での体調悪化やけがについては、送迎時に保護者に口頭で説明し、怪我保護者通知確認メモにサインをもらうことで伝達漏れがないようにしています。また、次の登園時に事後確認を行っています。職員間では、ICTシステムの連絡帳や園内連絡、引き継ぎノートで情報を共有しています。「年間保健計画」と「年間保育計画内容」を作成して計画を反映した保育を実施しています。保護者には、園だよりで生活リズムや熱中症など健康に関する情報を提供しています。保護者には入園見学時に乳幼児突然死症候群に関する取組を伝え、職員は午睡時にブレスチェックを実施しています。今後は健康管理に関するマニュアルを整備し、マニュアルに基づいた管理が期待されます。

第三者評価結果

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
 - ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

内科健診は年2回実施し健康診断記録に記載しています。歯科健診は年1回実施し歯科健診表に記載し、保護者に口頭で伝えています。また、年1回カウプ指数測定を実施しています。記録は鍵付きの書庫に保管し、限定職員のみが開けられるように決めています。入園前の健診結果や通所中の健診結果もコピーの提出を依頼して保管しています。年間保健計画を作成し、月1回保健指導(手洗い指導・うがい指導・歯磨き指導など)を実施しています。

第三者評価結果

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
 - ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもに対しては、「保育所におけるアレルギー対応マニュアル」をもとに除去食の提供を行っています。アレルギーのある子どもに対しては、医師から提出されたアレルギー児生活管理表のもとに対応しています。保護者とは、事前に面談し情報を共有しながら対応しています。小麦アレルギー疾患の場合は、米粉で対応するなどなるべく皆と同じものが食べられるように給食・おやつを提供しています。給食提供時は、食器(名前のシールを貼る・食器を変える)やタオル、台フキンなどはアレルギー児用を用意し、別のテーブルで食事しています。職員は、キャリアアップ研修でアレルギー疾患などの知識や情報を得ています。保護者には、入園見学時にアレルギー対応について説明しています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
-----	---------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
 - ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
 - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
 - ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
 - エ 食器の材質や形などに配慮している。
 - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
 - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
 - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
 - ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

「年間食育計画」、「食育指導計画」を作成し、食に関する豊かな経験ができるよう取り組んでいます。職員が仲介しながら他児とのやり取りを楽しみ、食事の場を美味しく、楽しめるようにしています。おままごと遊びなど普段の遊びから食具にふれる機会を設けています。食器は陶器で年齢に合わせた形状にし、一人ずつトレイを使っています。個人差や食欲に応じて、盛り付けた後に量を調節し完食できるようにしています。おかわりの用意もあります。提供する年齢に応じて食材の大きさや硬さ提供量を工夫しています。また、食事を楽しめるように、野菜などの食材を花形や星形に型抜きをして提供しています。「食育指導計画」では、プランターでの野菜づくり(トマト・オクラ・大葉など)やトウモロコシの皮むき、こどもの日や七夕などの行事食など食に関心を深めるための取組を実施しています。保護者には、毎月給食だよりを発行し献立・レシピなど情報を伝えています。

第三者評価結果

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	b
-----	---	----------

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
 - ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

離乳食の際は、保護者と面談し食材チェック表に記載してもらい離乳食を提供しています。調理員は、行事食や食材・献立について話し合う時間を作っています。今後、調理士・保育士と一緒に献立や調理方法について検討できる場の確保が期待されます。検食簿や残食から献立や調理の工夫に反映しています。また、食欲がわくような色みや味付けを心がけています。今後は、残食の記録をまとめることが期待されます。プランターで育てた野菜の収穫やサツマイモ掘りを行い、給食に取り入れています。また、行事食としてこどもの日や七夕、ハロウィン、クリスマス、節分、ひな祭りなどを取り入れています。調理室は、調理作業における衛生マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われています。また、衛生面を管理する担当を決め、気づいた時にチェックするように徹底しています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
-----	---	----------

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
 - ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

保護者とは、送迎時の会話やICTシステムの連絡帳から日常の情報を共有しています。できるだけ会話を大切にし、家庭と園との連携を図っています。家庭の出来事や悩みなどを聞き、必要に応じて保護者面談を設定し、保護者の支援を行っています。年2回個人面談を行い、園や家庭での子どもの様子を共有し、相談などに応じる機会としています。面談内容は個人面談記録シートに記載しています。保育の意図や保育内容については、入園時や保護者懇談会で説明し、理解を得ています。運動会や作品展で、保護者と子どもの成長を共有しています。また、行事の練習の様子や、保護者が参加しない行事の動画や写真をICTシステムの連絡帳で保護者へ配信しています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a
-----	------------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

送迎時の会話やICTシステムの連絡帳で、その日の子どもの様子を伝えています。保護者からの相談などには保護者の事情に配慮して丁寧に応じ、継続して支援ができるような関わりをしています。個人面談の内容は、個人面談記録シートに記録しています。全職員に周知する事項がある場合は、ミーティングなどの時間に説明し、ICTシステムの園内連絡で周知しています。保護者には、相談を受けた保育士が適切に対応できるように、経験のある保育士を保育アドバイザーとして置き、一緒に相談対応をしています。

第三者評価結果

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

職員は、朝の受け入れ時や着替え時、排泄時など服を脱ぐタイミングで体の確認を行っています。保護者が子育てに不安を感じていたり、職員から見て困っている様子の保護者を見つけた時は、個人面談を行い、悩みなどを聞ける環境を作っています。虐待等権利侵害の可能性があると感じた時は、虐待対応マニュアルに沿って上司とミーティングを実施し、児童相談所に通報を含め対応を協議しています。職員は、市の外部研修で虐待等権利侵害について学んでいます。玄関に国や市からの虐待に関するポスターを掲示しています。今後は、マニュアルにもとづく職員研修の実施が期待されます。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
-----	---	---

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
 - ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

情報共有のため午睡時などにクラスの様子を話し合ったり、年度初めに全職員でミーティングを実施しています。保育士は、年1回能力評価票を記載し、自己評価を実施しています。能力評価票は、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮したものとなっています。保育士は、ICTシステムの連絡帳や保育日誌などを読むことで自分の保育に活かしています。月1回のリーダーミーティングの内容を議事録で職員に周知しています。キャリアアップ研修や園内研修を行い、職員の保育力を高めています。保育所全体の保育実践の自己評価は、実施していません。



株式会社フィールズ
〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F
TEL:0466-29-9430
Mail:hyouka@fieldsshonan.jp